(e) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
(f) 技術的な協議を円滑にすること。
(g) 適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
(h) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
3 小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。
4 (a) 小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
(b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

第五十六条 第十三章の規定の不適用

第十三章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第七章 サービスの貿易

第五十七条 適用範囲

1 この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。
2 この章の規定は、次のものについては、適用しない。
(a) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。
(i) 航空機の修理及び保守のサービス
(ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング
(iii) コンピュータ予約システムのサービス
(b) 海上運送サービスのうち内航海運に係るもの
(c) 出入国管理に関する法令に基づく措置
(d) 一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置
(e) 政府調達
3 附属書四は、金融サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

第五十八条 定義

この章の規定の適用上、
(a) 「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。
(b) 「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。
(i) 法人の設立、取得又は維持
(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持
(c) 「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。
(d) 「法人」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて適正に設立され、又は組織される法定の事業体（社団、信託、組合、合弁企業、個人企業及び団体を含む。）をいう。
(e) 「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。
(i) 他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人であって、当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの
(ii) 業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人
(A) 他方の締約国の自然人
(B) (i)に規定する他方の締約国の法人
(f) (i) 法人が締約国の者又は第三国の者によって「所有」されるとは、当該締約国の者又は当該第三国の者が当該法人の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。
(ii) 法人が締約国の者又は第三国の者によって「支配」されるとは、当該締約国の者又は当該第三国の者が当該法人の役員の過半数を指名し、又は当該法人の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。
(iii) 法人が他の者と「提携」するとは、当該法人が当該他の者を支配し、若しくは当該他の者によって支配される場合又は当該法人及び当該他の者の双方が同一の者によって支配される場合をいう。
(g) 「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。
注釈 「措置」には、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内の租税に係る課税措置を含める。
(h) 「締約国の措置」とは、次の措置をいう。
(i) 締約国の中央又は地方の政府及び機関がとる措置
(ii) 非政府機関が、締約国の中央又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置
(i) 「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含む。
(i) サービスの購入、支払又は利用に係る措置
(ii) サービスの提供に関連して、当該締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置
(iii) 当該締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置
(j) 「独占的なサービス提供者」とは、締約国がその区域の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。
(k) 「他方の締約国の自然人」とは、他方の締約国内に居住しているか否かを問わず、当該他方の締約国の法律の下で当該他方の締約国の国民である自然人をいう。
(l) 「者」とは、自然人又は法人のいずれかをいう。
(m) サービスの「分野」とは、次のものをいう。
(i) 特定の約束については、附属書五の締約国の特定の約束に係る表に特定された当該サービスの一若しくは二以上の又はすべての小分野
(ii) 当該サービス分野の全体（当該サービス分野のすべての小分野を含む。）
(n) 「サービス」とは、政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。
(o) 「サービス消費者」とは、サービスを受け、又は利用する者をいう。
(p) 「他方の締約国のサービス」とは、次のいずれかのサービスをいう。
(i) 他方の締約国の区域から又はその区域内で提供されるサービス。ただし、海上運送については、他方の締約国の法律に従って登録されている船舶が提供するサービス又は他方の締約国の者が船舶を運航し、若しくは船舶の全体若しくは一部を利用することを通じて提供するサービスに限る。
(ii) 業務上の拠点又は自然人の存在を通じてサービスが提供される場合には、他方の締約国のサービス提供者が提供するサービス